1.こども・子育て世代をはじめとした全ての世代にやさしい公園の機能拡充

こども、子育てにやさしいインクルーシブなまちづくり

まほろば健康パークのインクルーシブ機能の確保を進めています。

基本コンセプト	○すべての人が楽しく利用できる公園 幅広い世代のこども、保護者の交流を促す公園 ○こどもの主体的な遊びを通して子育ち・子育て支援に資する公園 多様なニーズに対応できるように、プレーリーダーを配置する等、運営を充実させるとともに、民間のノウハウを積極的に導入して魅力的なサービスを提供
基本方針	**既存公園エリアを含めた公園全体でインクルーシブ機能の確保**

●イメージ図

令和7年度事業内容

TOPIC インクルーシブ機能確保に向けて基本設計等を実施します。

ぬくもりあふれる公園プロジェクト

こどもや子育て世帯にやさしい公園施設・設備を利用者に提供できるよう、令和6年度～令和10年度において『ぬくもりあふれる公園プロジェクト』を実施します。

主要な園路のバリアフリー化〔4公園で実施〕

ベビーカーや車いすを使用する方が通行しやすいようにスロープを設置します。また、手すりのない階段には、手すりを設置します。

すべての世代にやさしいトイレの整備〔5公園22施設で実施〕

ベビーカーや車いすを使用する方が使いやすいトイレを設置します。また、トイレの洋式化を進めます。

授乳施設の設置〔5公園18箇所で実施〕

乳幼児と一緒に気軽に訪れることができる公園にするため、授乳施設を設置します。

おもいやり駐車場の設置　〔5公園11箇所で実施〕

妊産婦、高齢者、障がい者等の乗り降りが容易になるよう、おもいやり駐車場を設置します。

休憩施設の設置〔1公園2箇所で実施〕

来園者の快適性を向上させるため、休憩所を設置します。

令和7年度事業内容

TOPIC 「こどもや子育て世代をはじめとした全ての世代にやさしい公園」にするため、公園機能を拡充します。

公共交通における取組

公共交通を社会インフラの一つとして位置付け、通勤・通学、買い物、通院、観光等に係る様々な移動ニーズに応じた「交通サービス」の実現に向けた取組

本県では、人口減少や少子高齢化の進行のほか、就業の態様を含む県民のライフスタイルの変化、インバウンド需要を含む観光客の増加などを受け、自家用車に過度に依存しない公共交通体系を構築することが重要であることから、公共交通における以下の取組を進めています。

奈良県公共交通に関する基本計画

公共交通に関する施策を総合的かつ計画的にするため、「奈良県公共交通基本計画」を平成28年3月に策定しました。県内公共交通の現状や課題、現計画に基づく取組の成果・効果検証、コロナ禍の影響・対応等を踏まえ、次の5年間の公共交通に関する基本的方針を定めるべく、令和4年3月に改定し、取組を進めています。

▲基本計画はこちら

基本理念

・地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創るため、県民・来訪者の移動ニーズを支える県内公共交通とその拠点を実現する
・地域がより主体的に公共交通を維持・充実する取組に参画する
・持続可能な社会・地域づくりに貢献する公共交通を構築する

推進施策

本計画の基本理念を実現するため、下記の4つの施策を推進します。

●県内公共交通の維持・充実に向けた取組

・地域がより主体的に公共交通の維持・充実を図る取組の強化
・地域の輸送資源や多様な輸送モードの活用

市内フィーダー交通
〔五條市コミュニティバス〕

大宇陀南部ボランティア有償バス
〔宇陀市〕

●公共交通に関わる空間の質向上

・地域の拠点としての駅・バス停等の質の向上
・誰もが使いやすい利用環境の整備

バス停の上屋整備
〔明日香村役場〕

エレベーター設置
〔平城駅〕

●多様な関係者による連携・協働

・「奈良モデル」に基づく、市町村・交通事業者・県民等との連携・協働
・公共交通を担う人材の確保・育成

地域の関係者による協議

市町村担当者向けの
勉強会等の開催

●時代の変革に対応した公共交通の構築

・デジタル技術の活用による移動手段の確保や利便性向上
・脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

宇陀市の自動運転車両の実証運行

電気バス

令和7年度事業内容

県内の公共交通の維持・充実に向けて取り組んでいきます。

TOPIC ・地域と連携した公共ライドシェアの導入

移動手段の確保や公共交通の担い手不足への対応等を目指し、地域に住む方のマイカーを活用した「公共ライドシェア」の導入に向けた取組を進めています。

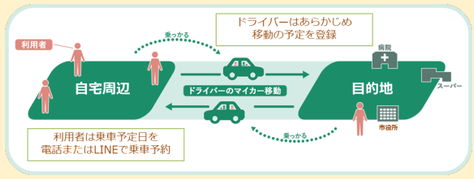

▲新しい公共ライドシェアの仕組み

県内公共交通の維持・充実に向けた取組

・地域の多様な関係者が参画する「エリア公共交通検討会議」において、地域の公共交通全体の維持・充実について協議

・南部・東部地域を中心とする広域路線バス等に対し補助

・公共交通サービスが観光・福祉など関係分野にもたらす効果（クロスセクター効果）を算出

・地域住民や観光等の移動ニーズにきめ細かく対応する交通サービスの提供に向けた取組を支援

▲八木新宮特急バス　新系統「やまかぜ」
（奈良交通より）

バス停高機能化に併せた利用促進策等の実施

・バス停の高機能化に併せ、地域の公共・商業施設と連携した利用促進策等の取組を支援

▲バス停の改良（白毫寺）

バリアフリー化の一層の推進

・電気バスやユニバーサルデザインタクシーの導入支援

・鉄道駅の段差解消等のバリアフリー化を支援

自動運転サービス実装に向けた取組

・公道での自動運転バスの実証実験を実施
共同市村（宇陀市・明日香村）

▲自動運転車両の実証運行（明日香村）

“こんな体験できる!!” 若手職員の声（リニア・地域交通課（入庁4年目））

入庁以来、県内市町村や交通事業者等が参画する「エリア公共交通検討会議」を開催し、市町村の関与が小さい複数市町村を跨がる路線について協議を行い、改善を図っています。このように、県内全39市町村や民間事業者と関わることができるため、多様な視点を身につけることができるのが当課の魅力であると感じています。

3. 土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用の促進

地域経済とくらしを支える土地の管理と利用を促進

▶ 土地の管理と利用に関する取組を通じて、持続可能なまちづくりを推進

人口減少や高齢化が進むとともに、空き地、空き家、耕作放棄地など、管理が十分に行き届かない土地が増加しています。一方で、さらなる活用が見込まれる土地の利用が低水準に留まっているという課題も顕在化しています。

土地の適正な管理、合理的な利用、より効果的な利用を促進することにより、**地域経済の持続的な発展と県民が安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現**を図ります。

●適正な管理
周辺住民の生命、身体、財産への危害の発生や、周辺地域の生活環境等への悪影響の発生を防止

●合理的な利用
県民が安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資するよう、土地の効用を持続的に発揮

●より効果的な利用
若者の雇用やにぎわいの創出等を通じて地域の持続的な発展を実現するため、土地の効用を更に発揮

御所ＩＣ周辺産業集積地形成事業

都市計画制度の活用による持続可能なまちづくりの推進

▶ ボトムアップ型のまちづくりへ転換

本県の都市づくりの将来像を示し、県土の持続的な土地利用を実現することを目的として、**令和4年5月に「大和都市計画及び吉野三町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針－持続的な土地利用の方針－」を策定**しました。従来より実現性があり、持続可能なまちづくりの計画を策定する仕組み（「ボトムアップ型のまちづくり」）へと転換を図っていくことを目指しています。

▲くわしくはこちら

ボトムアップ型のまちづくりのイメージ図

令和7年度事業内容

TOPIC

1. ボトムアップ型のまちづくりの推進
地域の関係者との議論により、地域課題を踏まえた目指すべき将来像を共有の上、土地の利用に関する計画を立案、実行する「ボトムアップ型のまちづくり」を推進するため、市町村等を支援します。

2. 都市計画の方針策定と制度の活用
人口減少や高齢化などの社会情勢の変化に応じた県全体の都市計画の方針を策定するとともに、県及び市町村の都市計画の決定・変更を円滑に実施します。

【都市づくりの方向性】

① 特徴ある魅力を活かし風格と美しさを高める都市づくり

② ライフステージごとに元気に暮らすことができる都市づくり

③ 持続的な発展を可能とする環境共生型の都市づくり

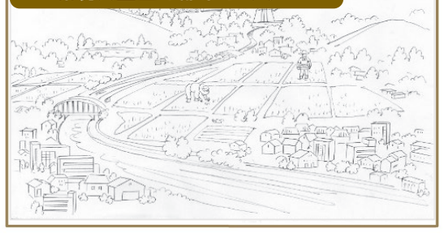

④ 地域の活力を創造し育む都市づくり

⑤ 安心・安全な居住環境と強靭さを備えた都市づくり

⑤ 安心・安全な居住環境と強靭さを備えた都市づくり

・奈良モデルの推進

・多様な主体の参画による都市づくりの推進

・エリアマネジメントの推進

“こんな体験できる!!” 若手職員の声（県土利用政策課（入庁3年目））

県の都市計画の方針の決定や、市町村の都市計画が県全体の方針と沿うものとなるよう調整を行っています。多種多様な都市計画を検討・調整する過程で、県庁内の部局や市町村の都市計画担当課などから、都市計画に関する意見を幅広く聞く機会に恵まれているため、様々なスケール・角度から奈良県を知ることができます。

4. 市町村と連携したまちづくりの推進

賑わいのある住みよいまちづくり

▶ 県と市町村との連携・協働により、まちづくりを推進

県では、広域的な観点から、駅、病院、社寺、公園などの地域の中心となる拠点を中心としたまちづくりについて、県と市町村が相互に連携・協働して、地域の特性に応じた快適で魅力あるまちの整備を進め、県全体として総合力を発揮する都市形成や持続的発展を目指します。

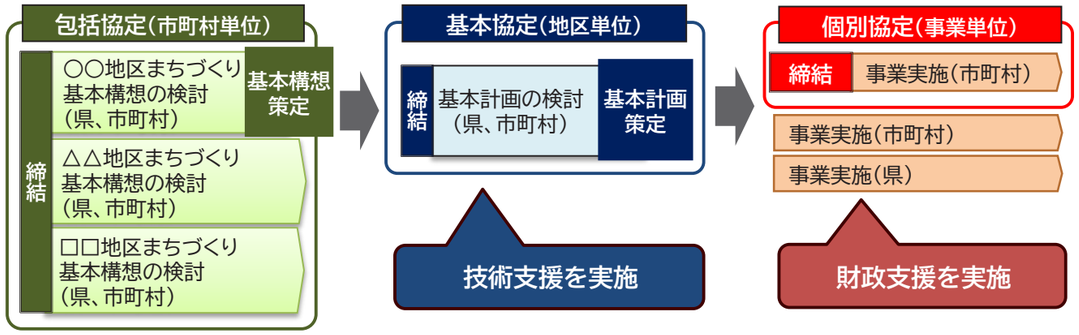

まちづくり連携協定における県の支援

県は協定の段階に応じて、市町村のまちづくりを財政的・技術的に支援します。

	包括協定・基本協定	個別協定
財政支援	◆基本構想・基本計画策定への補助 市町村負担額の1/2を県が補助	◆ハード事業への補助 市町村負担額の1/4を県が補助 ◆ソフト事業への補助 市町村負担額の1/2を県が補助
技術支援	◆事業メニューの紹介 ◆関係機関協議への参加(鉄道事業者、国など) ◆事業実施までのプロセス・手法の前例の紹介　等	

こんな取組を進めています　【新しく生まれ変わる「まちの玄関口」】

川西町　近鉄結崎駅周辺地区(駅併設賑わい施設／R7年5月オープン予定)

まちづくり連携協定の締結状況

TOPIC

27市町村(55地区)と包括協定を締結(令和7年3月末時点)

・令和7年度は10市町村(13地区)で支援する予定です。

【平成26年度　締結実績:6市】
天理市、大和郡山市※1、桜井市、奈良市、五條市、橿原市※2

【平成27年度　締結実績:7市町村】
大和高田市、高取町、御所市、三宅町、明日香村、宇陀市、大淀町

【平成28年度　締結実績:7町村】
川西町、王寺町、御杖村、川上村、広陵町、東吉野村、十津川村

【平成29年度　締結実績:4町村】
田原本町、上北山村、吉野町、斑鳩町

【平成30年度　締結実績:3村】
山添村、下北山村、黒滝村

※1:本協定に基づく「近鉄郡山駅周辺のまちづくり」はP.47
※2:本協定に基づく「県立医科大学周辺のまちづくり」はP.49

市町村と連携したまちづくりの事例

「健康・子育て・医療・福祉」の拠点施設として多くの人が利用

桜井市　中和幹線粟殿近隣周辺地区
(社会福祉センター「陽だまり」)

イベントが開催できる空間や気軽に人が集える空間を持つ駅周辺整備

大和郡山市　近鉄郡山駅周辺地区
(駅前広場／R14年度完成予定)

“こんな体験できる!!”　若手職員の声　(まちづくり推進課(入庁1年目))

私は、各市町村のまちづくりの進め方について、国や市町村の職員の方々と一緒に協議・検討を行い、計画的にまちづくりを進めていく業務に従事しています。
このように、県内各地のまちづくりに関わることができ、自分が関わった計画が実現されていく過程を体感できることが、この仕事の魅力的なところです。

城下町の風情を活かし、いきいき暮らせるまちづくり

▶ 奈良県・大和郡山市・近畿日本鉄道株式会社の三者が連携して取組を推進

現在の近鉄郡山駅の駅前には送迎スペースがなく、バスロータリーが離れているなど、交通処理機能上の課題を抱えています。また、自動車、自転車、歩行者が錯綜するなど、交通安全面の問題も抱えています。加えて、賑わいづくりのためには、駅前にイベントが開催できる空間や気軽に人が集える空間が求められています。

▲現在の近鉄郡山駅前の様子

▲自動車、歩行者等が錯綜している様子

これらの課題を改善するため、奈良県と大和郡山市は令和元年度に、「城下町の風情を活かし、いきいき暮らせるまちづくり」をコンセプトとした「近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画」を策定し、本計画に基づき、駅舎の移設や周辺整備に関する検討を進めてきました。

令和5年2月には、近鉄郡山駅の移設に関し、役割分担や費用負担といった事業推進の基本的な枠組みで合意に至ったことから、県・市・近鉄の三者で、近鉄郡山駅移設に関する基本協定を締結しました。

▲まちづくり基本計画に定める駅舎の移設（出典：国土地理院撮影の空中写真（2008年撮影）をもとに作成）

令和7年度事業内容

▶ 令和12年度の新駅舎供用開始を目指して取組を推進

TOPIC

1. 駅舎の移設

大和郡山市が令和6年度に実施した現地調査等を踏まえ、駅舎の基本設計を実施します。基本設計にかかる費用は、近鉄郡山駅移設に関する基本協定に基づき、県・市・近鉄の三者で均等負担します。

2. 駅周辺の整備

令和5～6年度に、県、市、有識者や地元、関係事業者で構成する「近鉄郡山駅周辺地区整備検討委員会」で検討した結果を踏まえ、駅前広場や自由通路等の駅周辺施設の基本設計を市が実施します。

→まちづくり連携協定に基づき、県から市に対して財政支援を行います。

現駅舎を約150m北へ移設し、橋上駅舎化

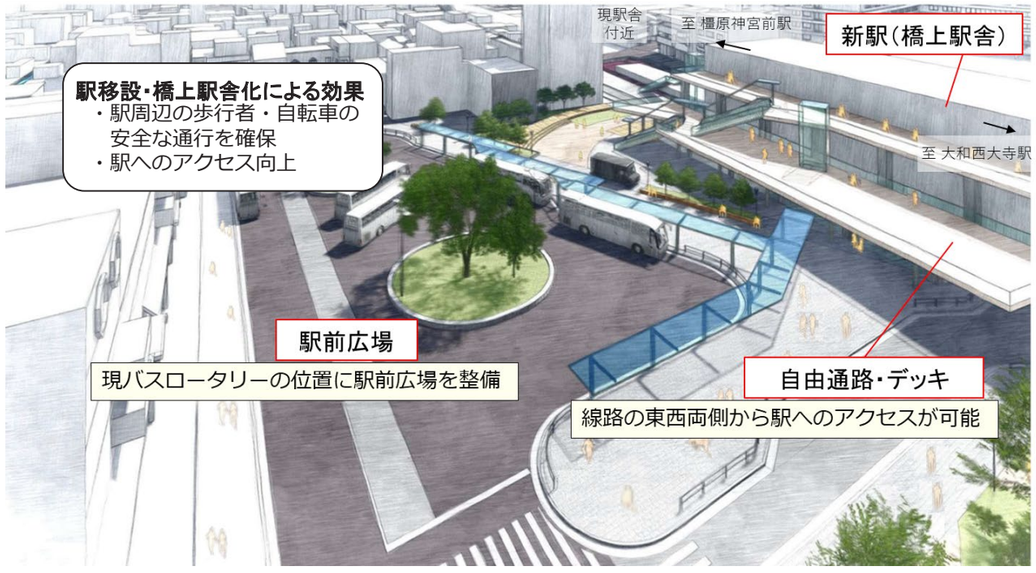

▲新駅舎と駅周辺の整備イメージ

▶ 県・市・近鉄が連携する「近鉄郡山駅移設に関する基本協定」の内容

1. 駅の移設（新たな橋上駅舎の整備等）にかかる費用は、国庫補助を活用の上、県・市・近鉄の三者で均等に負担
2. 駅前広場・歩行者デッキ等の駅周辺施設の整備についても、県はまちづくり連携協定制度に基づく支援を実施

6. 県立医科大学周辺のまちづくり

医大隣接の利点を活かした新駅設置による賑わいのあるまちづくり

▶ 新キャンパスの整備を推進

県立医科大学では、施設の老朽化・狭隘化に対応するため、約1km南西の新キャンパス(旧農業研究開発センター敷地)に、教育・研究部門を移転し、移転後の現キャンパス跡地において、新外来棟整備等の附属病院機能の充実を進めています。
新キャンパスは令和7年4月に開校。

▲新キャンパス

▶ 新駅設置と周辺まちづくりの推進

医科大学の教育部門等の移転に伴い、医大敷地に一定の空き地が生まれることから医大隣接の利点を活かした新駅設置による賑わいのあるまちづくりを目指します。
新駅は令和12年度供用開始予定です。

▶ 新駅西側に新アリーナ設置を推進

令和13年度の国スポ・全スポ大会及び大会後も見据え、新たな県のスポーツ拠点として新駅西側に新アリーナの整備を進めています。

概要
・令和12年度に完成予定
・メインアリーナ競技床面積は2500㎡以上
・観客席は5000席

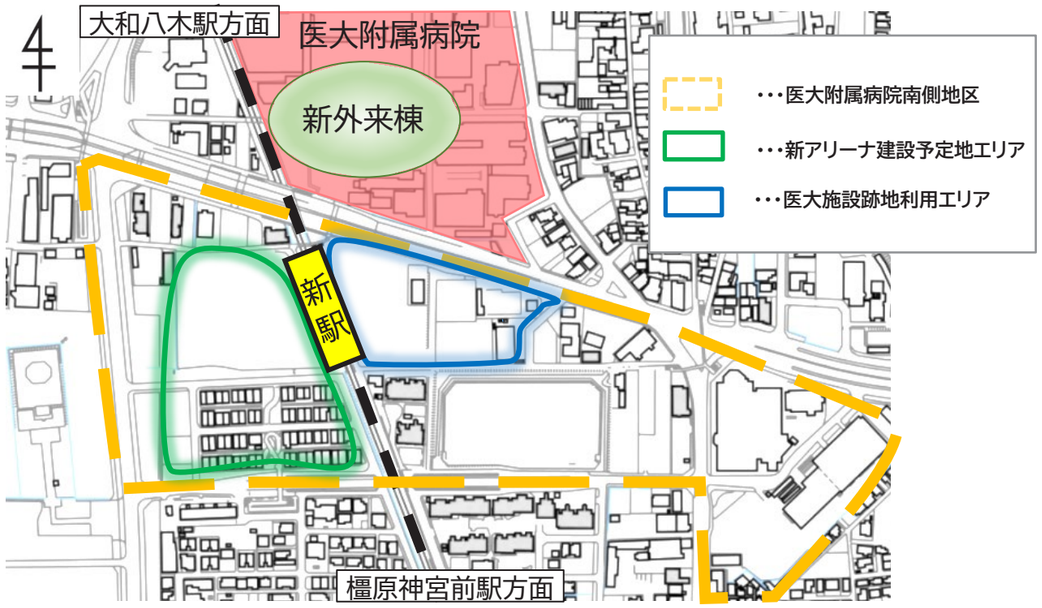

▲まちづくりエリア概要図

▶ 新駅周辺のまちづくりを推進

〈まちづくり協議会〉

奈良県と橿原市は、令和6年度にまちづくり協議会を複数回開催しました。この協議会では、医大新駅等について議論、合意を諮るなど協働して取組を進めています。
今後も引き続き、奈良県と橿原市が連携・協働し、「賑わいのあるまちづくり」に取り組んでいきます。

▲第3回　まちづくり協議会の様子

〈新駅整備スケジュール〉

～令和6年度 → **令和7年度** → 令和9年度～ → 令和12年度

調査等 → 基本設計 → 実施設計 → 工事着手 → 供用開始予定

令和7年度事業内容

▶ 新駅の供用及びまちびらきを目指し、橿原市と協働して検討を推進

TOPIC

新駅設置に向けた基本設計

・令和7年度は新駅の基本設計を行います。
・新駅の令和12年度供用開始を目指して、奈良県、医科大学、橿原市、近鉄の4者で、相互に連携・協力しながら、取組を推進し賑わいあるまちづくりを進めていきます。

“こんな体験できる!!” 若手職員の声　（まちづくり推進課 （入庁1年目））

私は、大きなプロジェクトである新駅の整備や周辺まちづくりに関わることで貴重な経験ができています。現在、新駅設置に向けた地質調査・測量に携わっており、自分自身が携わったものが地図に残るということにやりがいを感じ日々業務に励んでいます。

7. 子供の通学通園路の安全確保

暮らしを支える交通安全対策

▶ 県民の生活を守り、道路の安全・安心の確保に関する取組を推進

生活道路における人口あたりの死傷者数は小学生、死亡者数は75歳以上が多くなっています。
このような現状を踏まえ、交通安全対策として以下の内容に重点的に取り組んでいます。

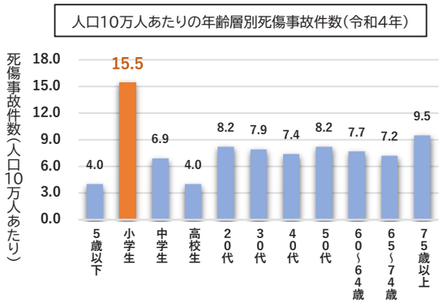

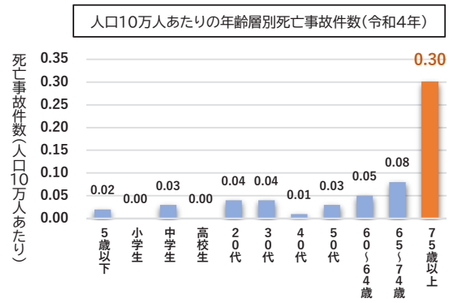

▲(出典)国土交通省　生活道路の交通安全対策ポータル

通学通園路の安全確保

県内の全市町村で策定している「通学路交通安全プログラム」に基づき、関係者で定期的に通学通園路の合同点検を実施し、対策が必要な箇所の抽出やその対策を進めています。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、継続的な安全対策を図っています。

Plan(合同点検の実施、対策の検討)
Action(対策の改善、充実)

▲通学通園路の合同点検の様子

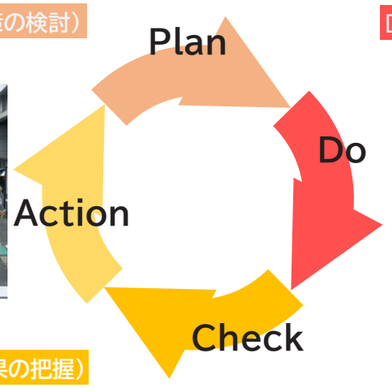

Do(対策の実施)

▲歩道を設置することで、児童の歩行空間を確保
(国道168号　生駒郡平群町吉新)

Check(対策実施状況、効果の把握)

▲奈良県通学路等安全対策推進会議の様子
(令和5年7月開催)

▲通学路安全対策の実施状況など
(奈良県教育委員会ホームページ)

Checkの段階では、知事を議長とする「奈良県通学路等安全対策推進会議」を開催し対策実施状況の共有、意見交換を実施しています。
また、対策実施状況をホームページ上に公開し、対策の見える化にも取り組んでいます。

道路のバリアフリー化の推進

市町村が策定したバリアフリー基本構想に基づき、視覚障害者誘導標示の設置など、誰もが安心して通行できる歩行空間の整備を進めています。
また、踏切部における視覚障害者誘導標示の設置についても取り組んでいます。

▲踏切部における視覚障害者誘導標示の設置 (国道169号　桜井市谷)

令和7年度事業内容

▶ 通学通園路の安全確保、交通事故防止等のため交通安全施設の整備に取り組みます。

TOPIC

○通学路合同点検を踏まえた交通安全施設の整備・更新を推進
(例:防護柵の設置、路側帯・交差点のカラー舗装化　等)

○事故危険箇所における安全対策を推進

○バリアフリー基本構想に基づき、道路におけるバリアフリー化の推進
(例:歩道などにおける視覚障害者誘導標示の設置　等)

○警察や市町村等の関係機関と連携しつつ、生活道路における歩行者等の安全を確保するための「ゾーン30プラス」の対策や全国事例等の情報提供を推進

通学通園路の整備例

▲路側帯のカラー舗装化(国道309号 大淀町下渕)

コラム　ゾーン30プラスの取り組み

ゾーン30プラスとは

【ゾーン30】＋【物理的デバイス】＝【ゾーン30プラス】

警察と道路管理者が連携して、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスを適切に組み合わせ、生活道路における交通安全の向上を図ろうとする区域です。

【物理的デバイスの(例)】

▲スムーズ横断歩道

▲狭窄(きょうさく)

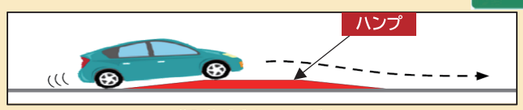

▲物理的デバイスイメージ

奈良女子大周辺地区

令和5年度にゾーン30区域(奈良女子大周辺地区)の県道谷田奈良線(奈良市法蓮町)において、スムーズ横断歩道の整備や各種交通安全対策を実施し、生活道路のさらなる安全向上に努めています。

▲県道谷田奈良線(奈良市法蓮町)

▲スムーズ横断歩道の整備

8. 道路の無電柱化

無電柱化の目的

災害時における道路機能の確保や、安全・快適な道路空間の保全、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化を推進しています。

▲台風で倒壊した電柱が道路を塞いでいる
（出典：国土交通省ウェブサイト）

▲歴史ある街並みを電柱・電線が阻害
（県道から甘樫丘を望む）

奈良県無電柱化推進計画

平成28年に施行された「無電柱化の推進に関する法律」の規定に基づき、策定した「奈良県無電柱化推進計画」を令和6年10月に改定しました。この改定では、特に「防災」の観点において、高規格幹線道路のインターチェンジと防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の機能確保を強力に推進していくこととしました。

▲
『奈良県無電柱化推進計画』
掲載HP　QRコード

無電柱化の取組み事例

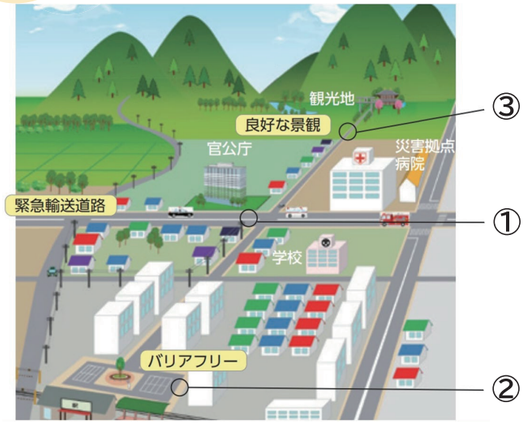

▲（出典：国土交通省ウェブサイト）

①【防災の観点】

▼奈良生駒線（大宮通り）

大規模災害時において、電柱倒壊により道路閉塞が生じ、救援活動等の緊急車両の通行が出来なくなり、救援活動に遅れが生じる恐れがある

電柱倒壊による救援活動の遅れが解消

②【安全・円滑な交通確保の観点】

▼大和八木停車場線

電柱が支障となり、歩行者が車道を歩くなど、歩行者等の安全性が保たれていない

電線類地中化により安全な歩行空間を確保

③【景観の観点】

▼橿原神宮東口停車場飛鳥線

歴史的建造物の多い明日香地区において、電線・電柱により歴史的まちなみの景観が阻害されている

電線類地中化により良好な景観を形成

令和7年度事業内容

TOPIC

○引き続き無電柱化整備を推進

▲一般国道168号香芝王寺道路（香芝市上中）
R6.12時点

▲県道三輪山線（桜井市・大神神社参道周辺）
R6.12時点

▲（都）畝傍駅前通り線（橿原市・JR畝傍駅付近）
R6.12時点

▼以下の箇所で無電柱化を推進しています。

防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進中

国道168号（生駒市、香芝市、王寺町）
国道308号（奈良市・四条大路付近）
県道中和幹線（香芝市）
県道大和郡山広陵線　他（大和郡山市）
（都）西九条佐保線（奈良市）
（都）大安寺柏木線（奈良市）

県と市町村とのまちづくり

各地区におけるまちづくりを進める上で、必要な取組として無電柱化を推進中

県道三輪山線（桜井市・大神神社参道周辺）
（都）畝傍駅前通り線（橿原市・JR畝傍駅付近）
（都）城廻り線（大和郡山市）

※「（都）」とは、「都市計画道路」を意味し、後ろに続く路線名は都市計画道路名です。

▲県道三輪山線（桜井市三輪）

※県道三輪山線の整備は、県と桜井市との間で締結した「まちづくり連携協定」に基づいています。「大神神社の上品な参道づくりと三輪のまちの賑わい創出」をまちづくりの目標としており、参道の整備にあわせて良好な景観形成を図るため、無電柱化に取り組んでいます。

コラム　令和6年10月に改定した『奈良県無電柱化推進計画』における3つの取り組み姿勢

安全で災害にもしなやかに対応できる「脱・電柱社会」を目指すため、以下の姿勢で無電柱化を推進。

①新設電柱を増やさない。
　特に緊急輸送道路については無電柱化を推進し、電柱を減少させる。
②徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化実施延長を延伸する。
③事業の更なるスピードアップを図る。

持続可能な暮らしの確保

地域の特性にあわせた「住まいまちづくり」への取組

奈良県には、歴史の古い集落から高度成長期以降に整備された郊外住宅地まで、多様な地域や住宅地があります。

県と市町村が連携し、それぞれの特性に応じた持続可能な「住まいまちづくり」を推進しています。

【中山間地域・過疎地域取組事例（高森の家　十津川村）　2017年アジア都市景観賞受賞】

増加する空き家への対策

人口・世帯数の減少により、奈良県内の空き家は、今後も増加する見込みであり、地域コミュニティの活力低下や住環境の悪化を招きます。「空き家にしないための予防」「周辺地域に悪い影響を及ぼす空き家の除却」「空き家の利活用」の三つの観点からの取り組みを推進しています。

【令和6年度事業内容】

TOPIC　**奈良県空き家対策連絡会議の開催**

「奈良県空き家対策連絡会議」を開催し、市町村と連携して対策に取り組んでいます。

【空き家活用事例（宇陀市）】

災害時における応急仮設住宅・復興住宅の供給

災害発生時、速やかに被災者の居住の安定の確保を図るため、市町村と連携して、応急仮設住宅・復興住宅の供給を行います。

【令和6年度事業内容】

TOPIC　**応急仮設住宅建設訓練について**

災害の発生を想定し、応急仮設住宅の建設模擬訓練を行っています。有識者の指導のもと、県の職員や市町村職員が協力して応急仮設住宅の配置計画について検討しています。

【応急仮設住宅建設訓練写真】

【応急仮設住宅建設訓練写真】

県営住宅の建替等を通じたまちづくりの推進

低額所得者・高齢者・子育て世帯等の住宅セーフティネットとして公営住宅を供給しています。近年は、建替により公営住宅を集約し、余剰地に地域に必要なサービスを誘致するなど、建替と併せて地域のまちづくりを展開しています。

【令和7年度事業内容】

TOPIC　**県営住宅桜井団地第2期新築工事**

令和7年度では、第2期事業区域の新築工事を着手予定です。余剰地は桜井市においてこども園等の整備が検討されています。

【県営住宅桜井団地第1期竣工写真】

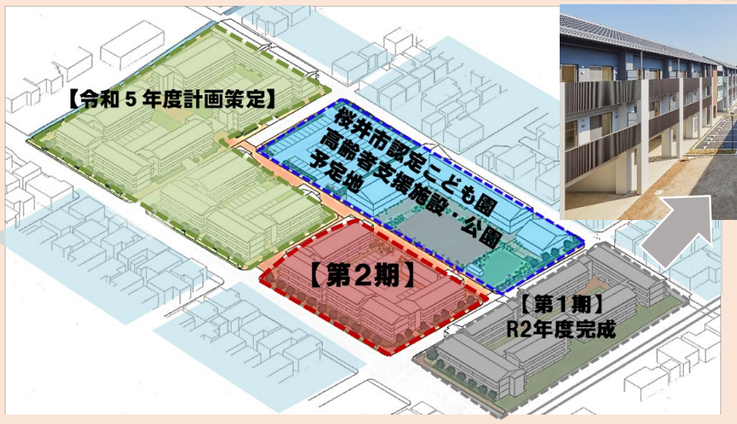

TOPIC　**県市連携による公営住宅建替事業モデルの構築（御所市）**

御所市との連携協定に基づき、円滑な建替事業の実施及び建替後の余剰地の有効活用を検討しています。

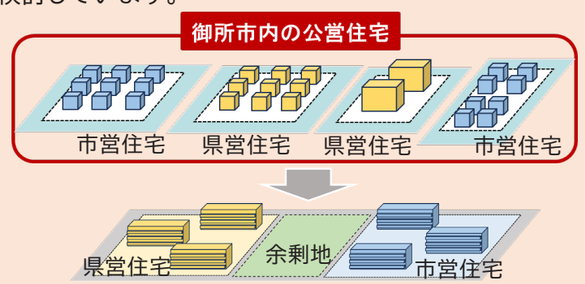

【県市連携による建替イメージ図】

“こんな体験できる!!” 若手職員の声（住宅課（入庁1年目））

私は、県営住宅のストックマネジメント方針の策定、長期優良住宅の認定業務などに携わっています。入庁1年目でも幅広く業務に携わることができ、また申請のために窓口に来られる方や県営住宅に住まれている方、設計事務所の方など色々な立場の人とのやりとりを行うので、様々な知識や経験を得ることができています。

住宅・建築物の安全・安心の確保

住宅・建築物の耐震化

県では、「奈良県耐震改修促進計画」（令和3年3月改定）に基づき、住民の意識啓発や耐震診断・改修を促進しています。

○ 住宅・建築物耐震化促進事業

地震による住宅・建築物の被害を軽減するため、耐震診断・改修の助成を行う市町村に対し、補助を行います。

○ 県有建築物の耐震対策

「県有建築物の耐震改修プログラム」（令和3年4月改定）に基づき、計画的に耐震対策を実施します。

○ 耐震に関する啓発及び知識普及活動

県、市町村及び建築関係団体等が連携し、セミナー・講習会等を開催、またSNSやイベント等を通じて耐震診断・耐震改修に関する情報提供を行う等、住宅・建築物の耐震化を推進します。

建築物のバリアフリー化

県では、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく届出の機会に、身近な建築物を整備基準に適合させることでバリアフリー化を推進しています。

また、同条例では整備基準に適合する建築物については、設置者が任意に適合証の交付を請求できることとなっており、適合証を交付することで、より一層の意識の向上を推進します。

TOPIC

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けされます

令和4年6月に建築物省エネ法が改正され、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けされます。建築確認手続の中で省エネ基準適合審査を行います。

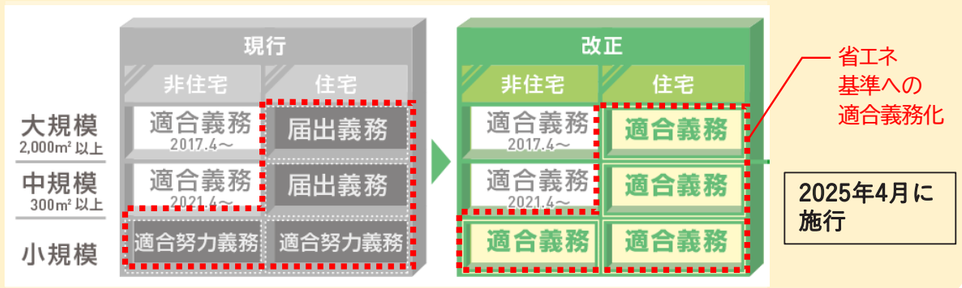

“こんな体験できる!!”若手職員の声（建築安全課（入庁4年目））

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例では、すべての人々が安全で快適に利用できる施設の整備を推進しています。そのため、実際の計画において、条例に適合した施設となっているのかを確認し、助言を行っています。この条例に基づく仕事をしている中で、完成後の建物を利用している方の動画をSNSで発見し、条例に適合し整備された部分において、快適に過ごされていることを確認したときに大変やりがいを感じました。

盛土等による災害から県民の生命身体を守ります。

令和3年7月に、静岡県熱海市で大雨に伴う盛土等が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が発生しました。

このような盛土等による災害から国民の生命身体を守るため、令和5年5月に盛土規制法が施行されました。

R3.7 静岡県熱海市　死者28名、住宅被害98棟

本県では、令和7年5月から、県所管区域（奈良市を除く県域）の全てを規制区域に指定し、盛土規制法に基づく許可審査や危険な盛土等に関する是正指導等を行います。

このような取組を通じて、盛土等による災害から県民の生命身体を守ります。

“こんな体験できる!!”若手職員の声（営繕課（入庁1年目））

私は、県有施設を所管する部署から依頼を受け、建築物の新築、改修等の設計、工事監督の仕事を進めています。設計委託業務では、設計事務所と打ち合わせを行い、設計図書を作成してもらい、適切な公共工事ができるように図面や積算のチェックを行います。また工事では、建設業者に発注し、工事を進めてもらいます。工事の監督員として、定期的な進捗管理に加え、書類のチェックや、立ち会いでの検査を行うことで図面通りに施工ができているかの確認を行います。

新築・改修工事問わず、施工前後の確認ができ、使用している材料や施工中の様子を細かく見ることができるため、建築のプロセスを間近で見ることができる魅力的な仕事です。